

「山梨県文化芸術基本条例(仮称)」(素案)

総則

1 目的

この条例は、文化芸術の振興及び文化芸術により生み出される価値の活用(以下「文化芸術の振興等」という。)に関し、基本理念を定め、県の責務等を明らかにするとともに、文化芸術の振興等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術の振興等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって心豊かな県民生活及び活力ある地域社会の実現並びに県経済の活性化に寄与することを目的とする。

2 基本理念

- (1) 文化芸術の振興等は、県民が文化芸術に関する活動(以下「文化芸術活動」という。)の主体であるという認識の下に、その自主性及び創造性が十分に尊重されるとともに、その能力が十分に発揮されることを旨として行われなければならない。
- (2) 文化芸術の振興等は、文化芸術を創造し、及び享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、県民がその年齢、障害の有無、経済的な状況、居住する地域等にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができる環境を整備することを旨として行われなければならない。
- (3) 文化芸術の振興等は、文化芸術の多様性が尊重されるとともに、その多様性に応じた保護及び発展が図られることを旨として行われなければならない。
- (4) 文化芸術の振興等は、文化芸術に対する県民の理解と関心が深められること、県民が本県の自然、歴史及び風土に培われてきた特色ある文化芸術(以下「山梨の文化芸術」という。)に誇りと愛着を持つことができるようにすること並びに他の地域の文化芸術を尊重する心の涵養が図られることを旨として行われなければならない。
- (5) 文化芸術の振興等は、山梨の文化芸術の魅力が広く国内外へ有効に発信されるとともに、文化芸術を通じて人々の活発な交流が図られることを旨として行われなければならない。
- (6) 文化芸術の振興等に当たっては、県民、文化芸術活動を行う者及び団体(以下「文化芸術団体等」という。)、学校等(小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、幼稚園、児童福祉施設等をいう。)を設置し、又は管理する者(以下「学校等の設置者等」という。)、事業者、市町村並びに県の連携及び協力が図られるよう配慮されなければならない。
- (7) 文化芸術の振興等に当たっては、文化芸術により生み出される多様な価値を地域及び経済の活性化に生かすことを旨として、文化芸術の固有の意義及び価値を尊重しつつ、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業、環境その他の分野における施策との有機的な連携が図られるよう配慮されなければならない。

(8) 文化芸術の振興等に当たっては、山梨の文化芸術が、県民共通の財産として生まれ、後世に引き継がれることを旨として行われなければならない。

3 県の責務

県は、前条に定める基本理念にのっとり、文化芸術の振興等に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

4 県民の役割

県民は、基本理念にのっとり、文化芸術についての理解と関心を深めるとともに、自主的かつ主体的な文化芸術活動を通じて、文化芸術の振興等に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

5 市町村との連携等

県は、市町村が地域の文化芸術の振興等において果たす役割の重要性に鑑み、文化芸術の振興等に関する施策の実施に当たっては、市町村との連携を図るとともに、市町村が行う文化芸術の振興等に関する施策について、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

6 文化芸術団体等の役割

文化芸術団体等は、基本理念にのっとり、自主的かつ主体的に文化芸術活動の充実を図るとともに、文化芸術の振興等に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

7 事業者の役割

事業者は、基本理念にのっとり、文化芸術についての理解と関心を深めるとともに、その事業活動における文化芸術活動への参画又は支援を通じて、文化芸術の振興等に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

8 学校等の設置者等の役割

学校等の設置者等は、基本理念にのっとり、子どもが感性を磨き、及び創造力を豊かなものにすることができるとともに、山梨の文化芸術に誇りと愛着を持つことができるよう、文化芸術に親しむ機会の創出に努めるものとする。

9 推進体制の整備

県は、文化芸術の振興等に関する施策を推進するため、必要な体制を整備するものとする。

10 財政上の措置

県は、文化芸術の振興等に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

文化芸術に関する基本的施策

(基本計画)

11 基本計画の策定

- (1) 知事は、文化芸術の振興等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化芸術の振興等に関する基本的な計画(次項において「基本計画」という。)を定めるものとする。
- (2) 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 文化芸術の振興等に関する施策を推進するための方針
 - 二 前号に掲げるもののほか、文化芸術の振興等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- (3) 知事は、基本計画を定めるに当たっては、県民の意見が反映されるよう必要な措置を講ずるものとする。
- (4) 知事は、基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。
- (5) 前二項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(文化芸術の振興等)

12 芸術の振興

県は、文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊、メディア芸術(映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術をいう。)その他の芸術の振興を図るため、これらの芸術の公演、展示等への支援その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

13 芸能の振興

県は、講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能(雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他の我が国古来の伝統的な芸能(以下「伝統芸能」という。)及び県民によって行われる民俗的な芸能(以下「民俗芸能」という。)を除く。)の振興を図るため、これらの芸能の公演等への支援その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

14 生活文化の振興及び国民娯楽の普及

県は、生活文化(茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化をいう。)の振興を図るとともに、国民娯楽(囲碁、将棋その他の国民的娯楽をいう。)の普及を図るため、これらに関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

15 伝統芸能及び民俗芸能等の継承及び発展

県は、伝統芸能及び民俗芸能、年中行事の継承及び発展を図るため、これらに関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

16 文化財等の保存及び活用

県は、有形及び無形の文化財並びにその保存技術(以下「文化財等」という。)が、保存され、及び活用されるよう文化財等に関し、修復、防災対策、公開等への支援その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

17 文化芸術の継承及び発展

県は、山梨の文化芸術の継承及び発展を図るため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(文化芸術の担い手の育成等)

18 文化芸術の担い手の育成と確保

県は、文化芸術に関する創造的な活動を行う者、文化芸術の保護、継承活動を行う者、文化芸術活動の指導を行う者、文化芸術活動の企画、制作を行う者、文化芸術作品、施設の保存、管理を行う者その他文化芸術の担い手の育成及び確保に必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

19 次代を担う子どもの育成

県は、子どもが感性を磨き、及び創造力を豊かなものにすることができるとともに、山梨の文化芸術に誇りと愛着を持つことができるよう、乳幼児期から文化芸術にふれあう機会の提供その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

20 文化芸術に関する教育等の充実

(1) 県は、学校教育における文化芸術に関する体験学習その他の活動の充実を図るため、文化芸術団体等による学校における文化芸術活動に対する支援その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(2) 県は、県民が、いつでも、自主的に学ぶことができるよう、文化芸術に関する生涯学習の機会の確保その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

21 顕彰等

(1) 県は、文化芸術活動で顕著な成果を収めた者及び文化芸術の振興に寄与した者の顕彰に努めるものとする。

(2) 県は、文化芸術が専門的な教育に基づくものであるか否かに関わらず、人々が本来有する創造性から生み出されるものであることに鑑み、誰もが等しく評価され、また、文化芸術に関する顕彰の機会が設けられるよう努めるものとする。

(文化芸術活動の充実)

22 県民の文化芸術活動の機会の充実

県は、県民誰もが自主的に文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会の充実を図るため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

23 青少年、高齢者、障害者等の文化芸術活動の充実

県は、青少年、高齢者、障害者等が行う文化芸術活動の充実を図るため、これらの者の文化芸術活動が活発に行われるような環境の整備その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(文化芸術の振興等のための環境の整備)

24 文化施設等の機能の充実、活用の促進

県は、美術館、博物館、図書館、公民館その他の文化芸術に関する施設の機能の充実、活用の促進を図るため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

25 地域における文化芸術活動の促進等

県は、地域住民が主体となり自主的に行う文化芸術活動の継続及び発展のための取り組みの促進や、地域における文化芸術活動を支援するためのボランティア活動等の促進を図るため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

26 文化芸術に関する情報の収集及び提供

県は、本県における文化芸術活動の促進を図るため、文化芸術に関する情報の収集及び提供に努めるものとする。

(文化芸術を生かした地域づくり)

27 文化芸術を生かしたまちづくり

県は、山梨の文化芸術をまちづくりに生かすため、関連する分野と連携し必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

28 文化芸術を生かした地域社会及び経済の活性化

県は、文化芸術が生み出す多様な価値を地域社会及び県経済の活性化に生かすため、教育、観光、産業その他の関連分野と連携し必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

29 文化芸術を通じた県民生活の充実

県は、県民が文化芸術を通じ、心豊かな県民生活を実現できるよう、教育、福祉その他の関連分野と連携し必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

30 文化芸術による交流の推進

県は、文化芸術団体等、事業者、その他の関係機関と連携し、文化芸術を通じた地域間の交流、国際交流の推進に必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

文化芸術推進審議会

31 文化芸術推進審議会

- (1) 県は、文化芸術推進基本計画その他の文化芸術の推進に関する重要事項を調査審議するため、山梨県文化芸術推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。
- (2) 審議会は、文化芸術の推進に関し、必要と認められる事項について、知事に意見を述べるができる。
- (3) 審議会の組織及び運営に関し必要な事項は別に定める。

やまなし文化芸術推進月間

32 やまなし文化芸術推進月間

- (1) 県は、県民の文化芸術の関心及び理解を深めることができるよう、やまなし文化芸術推進月間を設ける。
- (2) やまなし文化芸術推進月間(以下「推進月間」という。)は、11月とする。
- (3) 県は、第1項の趣旨にのっとり、推進月間において、県民が文化芸術に触れることができる機会の創出その他文化芸術に関する取り組みを推進し、普及啓発に努めるものとする。